

判決年月日	平成 2 4 年 1 2 月 1 9 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 3 年（行ケ）第 1 0 4 4 8 号		
○ 名称を「血管新生抑制剤」とする発明につき，進歩性を欠くとした審決の判断を維持した事例			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

1 事案の概要

原告は，平成 1 4 年 2 月 8 日，血管の新生を抑制する薬剤及び血管新生抑制剤を用いた悪性腫瘍等の予防・治療等に関する発明である，名称を「血管新生抑制剤」とする発明につき，特許出願をしたが（特願 2 0 0 2－3 2 8 4 4 号），拒絶査定を受けたので，特許庁に対して不服審判請求をし，その後請求項 1 の特許請求の範囲の記載及び明細書の発明の詳細な説明の記載の一部をそれぞれ改める旨の補正をした。特許庁は，平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日，「本件審判の請求は成り立たない。」との審決をしたので，原告がこの審決の取消しを求めたのが本件訴訟である。

2 裁判所の判断

裁判所は，主として次のとおり判示して，審決の進歩性判断に誤りはないとし，原告の請求を棄却した。

引用例 1（X. YAO, et al., Activity of voltage-gated K^+ channels is associated with cell proliferation and Ca^{2+} influx in carcinoma cells of colon cancer, Life Sci., 1999, Vol.65, No.1, 5 5～6 2 頁）に，「非選択的 K^+ チャンネル阻害剤であるテトラエチルアンモニウム塩を有効成分として含有する腫瘍細胞増殖抑制剤」の発明（引用例 1 発明）が記載されているとした審決の認定に誤りはなく，引用例 1 記載発明と本願発明（請求項 1）の一致点・相違点の認定にも誤りはない。

抗腫瘍効果，腫瘍細胞増殖抑制効果を有する物質を探索することは，医療分野の当業者にとってごく一般的な技術的課題であるところ，引用例 1 中には，腫瘍細胞のカリウムイオンチャンネル活性が腫瘍細胞の増殖に影響する可能性があるという作用機序，テトラエチルアンモニウムのような非選択的カリウムイオンチャンネル阻害剤が腫瘍細胞の増殖を抑制したという実験結果が記載されている。引用例 2（M. Rapacon, et al., Contribution of calcium-activated potassium channels to the vasodilator effect of bradykinin in the isolated, perfused kidney of the rat, British Journal of Pharmacology, 1996, Vol.118, 1 5 0 4～1 5 0 8 頁）にはテトラエチルアンモニウム，テトラブチルアンモニウムのいずれもが非選択的カリウムイオンチャンネル阻害剤であり，効率的に阻害作用を発揮することが記載されているから，引用例 1，2 に接した当業者は化学構造の類似性に着目して，テトラエチルアンモニウム塩に代えてテトラブチルアンモニウム塩を採用する着想を抱くものである。他方，本願明細書についてみても，マウスの大腿の腫瘍重量の大小を計測した旨の記載があるだけで，腫瘍組織の血管新生の増減等を実験を通じて検証したことを窺わせる記載も，テトラブチルアンモニウム塩がテトラエチルアンモニウム塩等よりも顕著な腫瘍細胞増殖抑制効果を発揮した旨の記載も存しない。そうすると，非選択的カ

リウムイオンチャネル阻害剤であるテトラエチルアンモニウム塩の構成をテトラブチルアンモニウム塩の構成に置換することによって奏される腫瘍細胞増殖抑制効果は、引用例 1，2 から当業者が予測できる範囲を超えない。よって、本件出願当時、当業者において、引用例 1 発明に引用例 2 発明を適用し、引用例 1 発明と本願発明の相違点に係る構成に容易に想到することができたといふべきであるから、この旨の審決の判断に誤りはない。